

公益社団法人秦野市シルバー人材センターにおける表記 の省略に関する整理について

1 団体名

「公益社団法人秦野市シルバー人材センター」は、(以下、「センター」という。)のようにあらかじめ省略のルールを定めた場合は、それ以降の表記を省略することができる。

例：(正) 公益社団法人秦野市シルバー人材センター (以下、「センター」という) は、… (省略) センターは、…

2 規程等の名称

ある規程等に、他の規程等の条文を繰り返し参照する場合で、あらかじめ省略のルールを定めた場合は、2回目以降の表記を省略することができる。

例：(正) 公益社団法人秦野市シルバー人材センター会員就業規程 (以下、「会員就業規程」という。) … (省略) 会員就業規程第○条第○項に定める…

3 組織等の名称

規程等に、役職名称、団体名称、組織名称等を表記する場合は、当センター内の組織等に限り、繰り返し表記しない場合であっても「公益社団法人秦野市シルバー人材センター」を省略できる。

ただし、当センター以外の団体等の名称は正しくすべてを表記しなければならない。また、繰り返し表記する場合で、あらかじめ省略のルールを定めた場合は、2回目以降の表記を省略することができる。

例：(正) 公益社団法人秦野市シルバー人材センター安全就業管理委員会… (省略) 安全就業管理委員会

例：(正) 秦野市○○委員会 (以下、「○○委員会」という。) … (省略) ○○委員会